

平成23年	3月28日	認可
平成23年	4月1日	登記
平成24年	1月15日	改正
平成27年	3月19日	改正
平成27年	6月18日	改正
令和元年	7月14日	改正
令和2年	7月1日	改正
令和4年	6月27日	改正
令和5年	6月20日	改正

定 款

一般財団法人国際経済連携推進センター

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人国際経済連携推進センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国の国際経済上の課題に対応し、経済の交流や技術の交流、デジタルデータ流通の拡大等を通じた我が国と海外諸国、地域との経済的な連携を推進することにより、我が国経済社会のグローバルな発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人材育成事業
- (2) ビジネス環境改善事業
- (3) 調査研究、情報収集、情報提供および啓蒙事業
- (4) 国際交流事業
- (5) 前4号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。
- 3 前2項の事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守し常に職場環境の向上に努め円滑かつ適正な運営を図るものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経た上で、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置くとともに、定款を事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告

(借入金)

第9条 この法人が借入金をしようとする場合は、その事業年度の収入額を上限とする借入金であつて、当該返済期間が1年未満のものを除き、評議員会の審議を経た後、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員8名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

- 第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

- 第13条** 評議員は無報酬とする。
- ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条** 評議員会は次の事項について決議する。
- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員報酬の支給の基準及びその額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (4) 定款の変更

- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法による通知をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第21条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

- 第22条** この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 8名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項

第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事長を補佐しこの法人の業務を執行する。
- 3 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最

終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(報酬)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、評議員会の定めるところにより報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(非業務執行理事等との間の責任限定契約)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、理事(代表理事及び業務を執行する理事を除く。)、監事又は会計監査人との間で、同法第198条で準用する第111条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。

(会長)

第30条 この法人に会長1名を置くことができる。

- 2 会長は理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 会長は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(会長の職務)

第31条 会長は、この法人の運営及び事業に関して理事長の諮問に答え、または意見を述べることができる。

- 2 会長の任期は、第26条の規定を準用する。

(顧問及び参与)

第32条 この法人に顧問5名以内及び参与3名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 参与(この法人からの報酬等の支給を受けない旨の意思を文書で明らかにした者を除く。)には、理事会で定めるところにより報酬等を支給することができる。

(顧問及び参与の職務)

第33条 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

- 2 参与は、この法人の事業に関して理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 3 顧問及び参与の任期は、第26条の規定を準用する。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の開催日の5日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法による通知をもって招集の通知を発しななければならない。
- 3 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事で互選する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満

たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(合併・事業譲渡等)

第 41 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する合併契約の承認は、同第 189 条第 2 項により決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 2 法人法第 201 条で規定する事業の全部譲渡についても前項と同様とする。
- 3 法人法第 197 条で引用する同法第 90 条第 4 項第 1 号に規定する重要な財産の処分及び譲受けを行う場合は、理事会で決議を行わなければならない。

(解散)

第 4 2 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 4 3 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第 4 4 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 4 5 条 この法人の公告は、電子公告に記載する方法による。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事（理事長）は塚本弘とする。
- 4 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大林直樹	沖 茂	嘉治佐保子	香田忠維
中島邦雄	中富道隆	松本 健	山川裕隆

附則（平成24年1月15日）

この変更規定は、平成24年1月15日から施行する。

附則（平成27年3月19日）

この変更規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成27年6月18日）

この変更規定は、平成27年6月18日から施行する。

附則（令和元年7月14日）

この変更規定は、令和元年7月14日または評議員会の書面決議がなされた日（令和元年7月12日）のいずれか遅い日から施行する。ただし、第13条及び第28条に関しては、平成29年6月の評議員会で選任された評議員及び平成30年6月の評議員会で選任された役員は従前の例による。

附則（令和2年7月1日）

この変更規定は、令和2年7月1日から施行する。

附則（令和4年6月27日）

この変更規定は、令和4年6月27日から施行する。

附則（令和5年6月20日）

この変更規定は、令和5年6月20日から施行する。